



産業廃棄物処理施設 設置 変更 許可証

令和2年12月25日

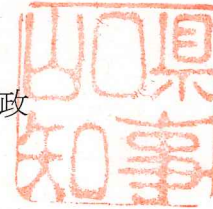
住 所 山口県山口市阿知須7181番地3

氏 名 株式会社総林
代表取締役 藤井 英明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条第1項 の規定により、 設置 の許可
第15条の2の6第1項 変更

を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



| | | | |
|---|---|------|--------|
| 許可の年月日 | 令和2年12月25日 | 許可番号 | 第7号の13 |
| 施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） | (1)施設の種別 政令第7条第8号の2（木くずの破砕施設） (2)廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類 | | |
| 設置（保管）場所 | 山口県山口市阿知須字堀切12220番49 | | |
| 処理能力 | 木くず 77t/日（8時間） | | |
| 許可の条件 | 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無 | | |
| 留意事項 | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 | | |